

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月21日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県規則第74号

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則の一部を改正する規則
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則（平成26年静岡県規則第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（虐待等の禁止） 第16条の2 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第16条の2 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）</u>に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。